

# 時事新報

第三千七百九十九號  
 明治廿六年十月廿九日 日曜日  
 舊曆癸巳九月二十日 (己亥)  
 入部前四時四十分  
 入部後七時五十分  
 月入部前七時五十分  
 月入部後七時五十分  
 西曆一千八百九十三年

## 時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價運送料は左の如し  
 一 號 貳錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)  
 前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て返廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

## 時事新報運送料

- 一 日本國內並に朝鮮國京城仁川、釜山、元山津、一箇月 金拾三錢
- 二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を経て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢
- 三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島 一箇月 金三拾錢
- 四 香港を経て郵送する亞細亞諸島、太平洋諸島、澳洲 一箇月 金六拾五錢
- 五 露領滿洲、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

## 時事新報廣告料(約定)

一行	一	一	一
一行	二	二	二
一行	三	三	三
一行	四	四	四
一行	五	五	五
一行	六	六	六
一行	七	七	七
一行	八	八	八
一行	九	九	九
一行	十	十	十
一行	十一	十一	十一
一行	十二	十二	十二
一行	十三	十三	十三
一行	十四	十四	十四
一行	十五	十五	十五
一行	十六	十六	十六
一行	十七	十七	十七
一行	十八	十八	十八
一行	十九	十九	十九
一行	二十	二十	二十

## 本社へ寄稿せよ

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填寫するより各社同一の記事を掲ぐるものと専ら新聞社に通信社に社員並に通信員を以て新聞社の社に通信を依頼せしむるものと世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と誤する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に寄稿せらるるものとす

## 時事新報社に達したる投書の内容は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

## 時事新報

## 男兒志と成す難きに非ず

今の青年は學問修業に従事する其目的は如何と云ふに或は政治家たらんとするものもあらん或は實業家たらんとするものもあらん何れも前途の望を抱いて勉強奮闘するものもなれども其後、社會に身を處するに及んで百事業非にして意の如くならず滿腔の不平、自から發せしめて壯士の仲間に入るものあり失望鬱鬱の餘りに悲憤に墮するものあり當初の目的を達するものもなれども其後、其志の漫に大にして自他の事情に任はざるが爲めのみ、志の大なるは男子の事にして決して替ひ可きに非ず小成に安んずる小丈夫の志は或は成せる所なれども人間の智能才力には自ら優劣あるのみならず人々の境遇、社會の情勢も時と場合によりて異なるものとせば漫に大なる

を望むも決して得べきに非ず今日の社會に政治家と爲りて政府の大任たらんとし實業家と爲りて三業三井たらんとするが如きは到底實にす可らざるの空想なりと知る可し抑も人の此世に處して一身を立てんとするは唯書生の遠足の如し遠近の山川景勝自から適當の場所を以て立ち去らざるも其場所を定むるに先ち第一に考ふ可きは時間と足の力にして東京より二日の時間なれば鎌倉江ノ嶋行も可なり一日間なれば鴻ノ灘玉川など適當なれば是れとて人々の足力如何に由りて大に相違あるものとせば先づ時間の長短と銘々の足力の強弱とを測量して場所の遠近を定むるも用要なり若しも然らずして漫然發足するときは其目的を達せずして俗に云ふ足勢の愚を見るに至る可し蓋し人間の心は甚だ薄弱なるものにして身躬から其力を盡さるも能はず凡庸の愚物にありながら自ら一世の豪傑たるを信するものもなきに非ざれども苟も文明の學問を修めて普通の智識を備へ幾分か社會の事情にも通ずるものならんには自家の才力境遇と一般の情勢とを測量して凡そ此邊ならば一身の力にて達し得べしとの目的を定むるに難きことある可らず一旦目的を定めたらば既に得たる地步は固く踏み占めて暫て一歩も退かず着々その方向に進み幸に志を達するものとせば更に其上の目的を定めて邁進すも進む可し或は意外の邊に達するものもあらん然れども今の後進輩の多數を見るに其目的は最初より甚だ大にして之に進むの術は甚だ疎なり初めて社會に出身して初歩の地位を授けられ少しく意に滿たざるものとあるときは忽ち不平を鳴らし曰く吾は未來の大官なり未來の金満家なり斯る卑賤の場所久懸長居の地に非ず云々として自から現在の地位を輕蔑して事に熱心ならざるが故に自身にも不愉快なれば他人も亦信用を置かずす、意の如くならずしてます、不平に堪へず遠大の志を抱きながら自ら輕んじて一身を墮落せしめ果ては世の中の厄介ものとなりて空しく爲すものと終るもの多し何ぞ其志の大にして其行の小さなや其輩の常に歎息して漫に之を學ばんとする古來の英雄豪傑を見るに其大事業は初めより大を期して大を得たるものに非ず例へば豊大開の如き所謂人奴より起りて人臣の榮を極めたるものなれども其初め織田信長に仕へて木下藤吉郎たりし時に於ては日本全國を掌握して威名を海外に轟かすの大開秀吉たるものは必ず自から期せざりしものとならん即ち丹羽柴田の驥尾に付して織田幕下の一雄將たるを榮譽とし自から羽柴の姓を名乗りたるを見て英雄の志甚だ大ならざりしを知るに足る可し然るに今の青年輩は未だ藤吉郎たらざるに早く既に天下の大に志して一躍大開の地位を望むものなりと云ふ非望の甚だしきものと云はざるを得ず人間の地位は境遇に由りて次第に進むものなり木下藤吉郎たるを得ば羽柴筑前守を望むも可なり幸に羽柴の地位に達するを得て若しも其上の好機會もあらば更に大を望むも又或は可ならん

## 官報

○文部省訓令第十一號 北海道廳府縣 教育ハ政論ノ外ニ立ツヘキ者タルニ因リ學校教員タル者ハ明治二十二年十月九日文部省訓令明治二十五年十月十五日內訓ノ旨ヲ注意スルコトニ意ヲザルヘシ教育會ノ名稱ニ於ケル團體ニシテ純粹ナル教育事項ノ範圍ノ外ニ出テ教育上又ハ其他ノ行政ニ涉リ時事ヲ論議シ政事上ノ新聞雜誌ヲ發行スルハ一種ノ政論ヲ爲ス者ト認メサルヲ得シ因テハ其ノ團體ハ法律上ノ手續ヲ履キ相當ナル政論ノ自由アルト否トニ拘ラス學校教員タル者ノ職務上ノ義務ハ此等團體ノ會員タルヲ許サ、ル者トス  
 明治二十六年十月二十八日 文部大臣井上 毅

○内務省告示第四十八號 文部大臣井上 毅  
 (青天白日)相馬藩著  
 東京市京橋區南佐柄木町三番地 吉田庄之助發行  
 右出版物ハ安樂秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス  
 明治二十六年十月二十八日 内務大臣伯耆井上 毅

○逓信省告示第二百四十三號 内務大臣伯耆井上 毅  
 岡山縣下兒嶋郡澁川村及香川縣下阿野郡乃生村ノ沖ヘ設置ノ海底電信線浮標修繕竣工ニ依リ舊位置ニ復ス  
 明治二十六年十月二十八日 逓信大臣伯耆井上 毅

○逓信省告示第二百四十四號 逓信大臣伯耆井上 毅  
 來十一月一日ヨリ梶内太及岩見澤鐵道停車場電信取扱所逓信取扱時限ヲ左ノ通改正ス  
 明治二十六年十月二十八日 逓信大臣伯耆井上 毅

○第二豫備金支出  
 明治二十六年度第二豫備金支出  
 第二十一回 貨幣制度調査會費  
 一金三千八百九十一圓七十七錢三厘 獸疫費  
 大坂府下ニ於テ牛疫蔓延ニ付之カ豫防費ヲ要シ本行ノ金類第二豫備金ヨリ支出ノ儀農商務大臣ヨリ請求之有本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月二十六日勅裁ヲ得タリ  
 明治二十六年十月二十八日 大藏大臣渡邊國武

○第二十二回 貨幣制度調査會費  
 一金八千二百九十九圓九十八錢  
 貨幣制度調査會ニ係ル經費ヲ要シ本行ノ金類第二豫備金ヨリ支出ノ儀本大臣ヨリ上奏シ本月二十六日勅裁ヲ得タリ  
 明治二十六年十月二十八日 大藏大臣渡邊國武

## 雜報

○鹿兒嶋線と日向線 鹿兒嶋線は鐵道敷設法の改正を主張する一派の最も重きを置く鐵道の一にして第五議會にも必ず問題の一となるべし左れば政府の筋にても難に技師を派遣して本線及び日薩兩國を連結

すべき線路を精を告げればは、して兩線の事情を慮に據れば、鹿兒嶋線は結山間線)を執るして鐵道敷設法代を經て鹿兒嶋鹿兒嶋間は何れなるなり然るに山を以て法の精神人吉加治木を經初めより比較すを測量し以て新者を非難すれ共之自から自家の後の八代より鹿嶋に至る者八鹿兒嶋に達するは全然單一なり較すれば海岸線思ひしよりも宜るには玖磨川の一帶の平原は八八代に積み出すせざる土地も少疑ひなし故に同價ある一地方とより日向線に向となるべく此處勾配となすとのを聞く而して夫で遂に鹿兒嶋に達されども海岸に海軍通りにハ人力車を運せふも不可ならず水、水俣、佐敷、を望むの人聲は聲の上より云へは日肥の境に於鐵道として内べきを以て結局も敢て無理なら日向線も宮崎より都城(日向)間線の中なる吉至るものなり乙れども加治木よざるを以て都城と望むにはあらへなれば夫れに宮崎と吉松の(り)より迂回路を測量せし由んで海に臨みな此の日向線も